

第15回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 令和2年7月2日(木) 午後1時00分～午後3時00分
- 2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室
- 3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 5、議事日程
 - ①第1 議事録署名委員の指名 2番 中牟田 安彦 委員 7番 坂本 理一 委員
 - ②第2 報告第 28号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
報告第 29号 農振法第13条の規定による農用地利用計画の変更について(軽微な変更)
議案第 70号 農振法第13条の規定による変更申請について(除外)
議案第 71号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
議案第 72号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
報告第 30号 非農地証明願について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸	書 記	吉田 範昭
局長補佐	高田 浩平	書 記	峰松 一実
書 記	植松 優太		

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
なし	

7. 会議の概要

事務局	<p>皆さん、こんにちは。只今から第15回鹿島市農業委員会定例総会を開きたいと思います。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全委員の出席を確認。)本日の出席は12名であります。次に議事録署名人の指名をします。今回は事情によりまして2番中牟田委員と7番坂本委員にお願いいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目ですが、各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関するのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止といたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合には3親等になる者に関する議案があり、これを審議・採決するときは、こちらから特に指示を致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがございますので、ご注意してください。以上については、個々が自覚し会議場のマナーとしてご協力を願います。では、慣例によりまして会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして皆さん、こんにちは。梅雨に入りまして、1~2日本格的な雨が降りました。先日は鹿島地区にも大雨・土砂崩れの心配もあるという警報が出ました。佐世保や五島は本当に酷い雨が降ったようです。幸い今のところ被害は出でないようです。また、天候が崩れそうですので、皆さま方も気を付けていただきたいと思います。コロナがなかなか終息しそうなものですから、我々の意志結束のために最適化推進委員さんとも懇談会を行いたいと思っていますが、状況的にはマスクの着用や会議室の窓を開けての会議になっていて、当面終息しそうにありませんので、懇談会の開催も開けないようになっております。その中で以前から皆さんにお繋ぎしていました放牧事業につきまして、先月の末に○○を中心とした○○地区の西部の区長さんや生産組合長さんに対しまして説明をいたしましたところ、皆さんからはどうにかよかろうということでございました。出席いただきました○○委員・○○委員ありがとうございました。また、今月5日には○○委員にお願いしまして、○○区の地権者の方々に説明に行きたいと思っています。いずれにしましても、荒廃園が進む一方で解消は出来ていないという状況にあります。そういう意味では、放牧事業も含めて何か解消に結びつくような何かがあれば、それに乗つかって行ってみてはどうかと思っています。今日は総会の後に○○の業者で○○という会社が鹿島に法人を立ち上げて、蕎麦の栽培に取り組みたいということありますので、話を聞いてみたいということで本日は総会の開始時間を早めています。○○委員には窓口になってもらいまして、前会長には蕎麦づくりの指導もしてもらえるということです。今後、このようなことがございましたら、皆さんにお繋ぎしながら、進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。</p> <p>それでは、審議に入りますが、本日は議案の参考人の方も呼んでいますので、少し審議の順番を変えますので、ご了承をお願いします。議案3件と報告3件となっています。報告第28号から始めます。「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料1頁をご覧ください。報告第28号について説明いたします。記載のとおり今回は1件でございます。田のみ1筆で面積が80平メートルとなっています。解約事由は双方合意による貸人からの申し出のため1件となっております。</p> <p>なお、解約後は貸出人の方が自ら耕作されることでした。自宅のすぐそばであり、農地も隣接してお持ちのようです。以上で報告第28号の説明を終わります。</p>

議長	事務局からの説明がありました。質問・意見はありませんか。ありませんか。よろしいですか。(はい、という声あり。)それでは、これで報告第28号を終わります。 次は順番を入れ変えて議案第71号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。参考人がお見えですので、2番からとなります。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の5頁をご覧ください。位置図の6頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。しかし、これまで倉庫や資材置場として利用されてきております。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん 43歳、左官業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん 68歳、パートの方です。お二人は親子関係です。転用の目的は一般住宅で施設の概要は居宅1棟66平米、3台分の駐車場45平米、進入路ほかが144平米となっています。農地区分は用途区域が設定されているため3種農地です。周囲の状況ですが、東は畠(耕作放棄地)、西と南は宅地、北は里道を挟んで宅地となっています。関係機関との協議はしており、条件はなしとなっています。公共下水道が整備された区域となっております。倉庫や資材置場として利用されていたと説明しましたので、始末書が提出されています。番号2の説明は以上です。
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	ここは〇〇区の〇〇酒造から南へ数十メートル行きますと西に入る里道があり、そこを50メートルほど入った所になります。この案件への同意につきましては、説明でもあったように申請地には小屋が置かれていて、資材置場として利用されていましたので、小屋と資材の撤去を求めました。本当は畠に戻すため、申請地の上土は剥いでもらわなければいけなかつたかもしれません。そこまでは求めませんでしたが、ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ。)
議長	平成22年5月から違反されていたということは、何年経っていますか。
事務局	約10年経過しています。
議長	10年前から埋め立てて、小屋が置かれていたということです。3種農地ですから、担当委員の方は大目に見て、同意の署名・捺印をされています。署名・捺印の条件として、小屋の撤去を求められていますが、新たな小屋の設置場所として〇〇の〇〇区の農地を考えられ、相談がされているようですが、そこが今の用地からすると3~4倍程度あり、過大すぎると思われます。恐らく所有者から纏めて買ってもらいたいというお願いがあつているのだと思います。加えてそこは農振地となっていますので、今日は申請人の方を参考人として呼んでいます。それでは入ってもらってください。
	(参考人、入室)
議長	申請地は約10年前から埋め立てて使われていたようですが、埋め立てられたのは譲渡人のお父さんがされたのですか。本来ですと、現状を農地に戻してから転用の申請をしてもらう必要があるところです。職業上、農地法の手続きがあることはご存じなかったのですか。
参考人	父ではなく、私が埋めて使っていました。手続きが必要であることは知りませんでした。
議長	担当農業委員は申請については今ある小屋を責めて撤去すれば、申請に同意すると助け船を出されています。その小屋を〇〇の方に動かすように聞いていますが、そのように考えておられますか。
参考人	今のところはそのような考えであります。
議長	考えておられる場所は今の所よりもはるかに広くはありませんか。今の所と同等の広さであれば、分からぬでもないという考え方なのですが。農業者でもない方は農地を農地として買うことは出来ません。
参考人	市役所に相談に来た際に計画の妥当性を問われましたので、今の広さと比べてみて広すぎるという感じはありました。

議長	農業委員会としてはルールに従って許可を出していますから、ルールを崩して今回だけ良いとは言えません。今考えている場所への移転する計画は具体的に持っておられますか。
参考人	小屋だけでは広過ぎますから、土砂の置場に利用しようかなと思っていました。
議長	農地の所有者の方は農業をされていますか。
参考人	以前はされていたようです。ご主人が亡くなられてからは(農業は)されていません。
議長	土砂の置場だけでは広過ぎるでしょうし、まだ利用計画も思案中のようですね。ここに移転しようとされているのは貴方の希望ですか。農地の所有者の希望ですか。
参考人	農地の所有者には、ここに決めたとは伝えていませんので、計画自体まだ流動的です。
議長	そうだったら、移転先についてはもう一度最初から計画を練り直した方が良いのではないですか。他に質問される方はいませんか。
10番委員	今お住まいの家が申請地の北にあって、そこを取り壊して駐車場にするそうですが、そこに小屋を置くのは出来ないのでですか。
参考人	そこでは少し狭いです。
10番委員	この総会の審議は大字〇〇の一般住宅の件ですから、小屋の移転先はもう一度計画を練り直してもらって、今日は本来の審議をした方が良いのではないかでしょうか。
議長	了解しました。参考人の方は小屋の移転先についてはもう一度計画を検討してもらって、誰もが納得するようにしてください。
参考人	自分としても本当は近くが良いと思っています。分かりました。再度、検討します。
議長	それでは採決したいと思いますので、参考人の方は退室をお願いします。 (参考人、退室)
議長	採決します。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	賛成全員により、許可相当として先に進めます。 次に進みます。報告第29号「農振法第13条の規定による農用地利用計画の変更について(報告)」を議題とします。農林水産課農政係から説明をお願いします。
農政係	報告第29号について1件ありますので、説明いたします。総会議案集の2頁と位置図は本日お渡した物をご覧ください。場所は大字〇〇字〇〇〇〇の〇番地、水田の20平米でございます。国道444号を〇〇方面に登りまして、祐徳バスの〇〇〇〇のバス停の先で国道444号と〇〇集落へ入る道とに分かれていますが、〇〇集落の方へ50メートルほど入った所になります。変更目的は農業用資材倉庫と作業場となっています。申請人の方は〇〇区の〇〇〇〇さん所有者の方です。関係機関の同意は隣接耕作者、区長・生産組合長、担当農業委員の方からあっています。現地には平成8年に倉庫が建っています。農業用倉庫が建った経過でございますが、申請人の方は当時シイタケ栽培をされてまして、資材庫や作業スペースが手狭であったために、申請地と隣接地である〇〇〇〇の〇番地、ここは宅地となっていますが、こちらに114平米の農業用倉庫を平成8年に建てておられます。この中の〇〇の〇番地が水田となっていましたので、今回始末書を提出され用途区分の変更の申請をされましたので、処理するものでございます。この間の経過ですが、6月11日に鹿島市公告第18号で公告し、6月15日付で県へ報告しています。そして6月16日付けでご本人へ通知をしています。ご審議の程、よろしく願いたします。
議長	ご意見等ある方はいらっしゃいますか。ありませんか。 ここには事前の現地調査には行きましたか。
事務局	この件は報告事項ですので、確認には行っていません。担当の農業委員の方は現地確認をされていると思います。
議長	担当の9番委員、補足はありますか。
9番委員	現地にはH鋼の柱の倉庫が建っています、倉庫の横にはシイタケの原木が置かれています。そのような状況でした。申請人の方は今もシイタケをされているのですか。
農政係	はい。今もされているそうです。平成8年に倉庫を建てられた当時は大規模にされていた

	そうですが、体調がよくないために大分減らされたそうですが、今も栽培されているそうです。
議長	<p>手続きをしますということで理解をせざるを得ないと思います。何かありますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、という声あり。)</p> <p>それでは、報告第29号は終わりまして、引き続き議案第70号「農振法第13条の規定による変更申請について(除外)」を議題といたします。これも農林水産課農政係から説明をお願いします。</p>
	<p>議案第70号、農振除外の議案についてご説明を申し上げます。今回鹿島市農業振興地域整備計画の内、農振除外の申請が4件出されております。議案書の3頁、位置図は1頁から説明していきますので、よろしくお願いします。</p> <p>除外案件の1番から説明します。1番は大字〇〇字〇〇〇〇番地、1筆の267平米でございます。変更の目的理由は水道施設ということで、〇〇地区の水道施設の貯水槽を設置するものです。申請人は〇〇〇〇さん、所有者の方です。関係者の同意については隣接耕作者、区長・生産組合長、担当の農業委員の方からの同意がございます。また、佐賀県農業協同組合からも同意する旨の意見書が出してもらっています。周囲の状況は北が原野、南は隣接農地、東は道路、西は隣接農地及び原野でございます。周辺農地は個人営農のため、集団営農へ係る影響はございません。農地区分は2種農地で、申請の理由は〇〇集落の水道組合の貯水槽が老朽化しており、その移転先を検討した結果、申請農地が標的に適地であったことと地形的にも貯水槽を設置し易かつたことが理由となっています。また、所有者が高齢で農業経営の縮小を検討されていたことから話が纏まつたということです。今回水道施設の設置に必要な面積を除外するものでございます。なお、この案件については始末書を出してもらっています。工事は平成29年に実施されています。そのため、今の区長さんや役員さんが市役所に出向かれて、手続きがされていなかったために始末書を提出の上、今回除外をお願いしたいという申請をされています。場所は〇〇区にある〇〇寺というお寺の裏にある山になります。</p>
農政係	<p>2番について説明します。位置図は2頁でございまして、場所は〇〇字〇〇〇〇番地〇の1筆で188平米でございます。変更目的は植林です。クヌギを植えたいとのことでした。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さんです。関係者の同意については隣接耕作者、区長・生産組合長、担当農業委員の方からの同意がございます。また、意見書として佐賀県農業協同組合の方から同意をすることで意見書が出されています。周囲の状況ですけれども、北は申請者の所有農地、南は水路、東は市道及び隣接農地、西は水路を介して申請者の所有農地でございます。圃場は2種農地です。申請理由は申請者の高齢化と鳥獣被害のため農地として維持管理することが難しく、隣接の農振白地の2筆を含めてクヌギを植林したいとのことです。〇〇の〇〇堤の少し下流になります。</p> <p>次に3番を説明します。場所は〇〇字〇〇〇〇番地の一部でございます。面積が754平米の内、分筆して377平米を除外したいという申請です。変更の目的が駐車場設置のためとなっています。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さんです。関係者の同意として、隣接耕作者、区長・生産組合長、担当農業委員の方からの同意がございます。確約書が多面的機能支払交付金の対象となっているため、返還を求められた場合は返還するという旨の確約書が出されています。意見書として佐賀県農業協同組合の方から同意をするということで意見が出されています。周囲の状況ですが、北は駐車場、南は申請者所有の農地、東は宅地、西は水路を介して農地となっています。圃場は2種農地です。申請の理由ですけれども、〇〇区の有限会社〇〇〇〇の駐車場がありますが、営業車とか従業員の駐車場が業務の繁忙期には不足しているため、近隣に新たに駐車場を求められていたところ申請者の同意が得られたため現在の駐車場の南側に隣接する農地を駐車場として利用したいということです。この場合計画達成に必要な面積のみ分筆して除外をお願いしたいということで申請がなされています。</p>

	<p>次4番です。位置図が4頁になります。場所は大字〇〇字〇〇〇〇の〇番地でございます。1筆の8,043平米でございます。変更目的が太陽光発電装置設置のためです。申請者が代表相続人の〇〇〇〇さんとなっています。所有者の方が亡くなられておりますので、その方の配偶者の〇〇〇〇さん、その子供が4人いらっしゃいますけれども、子供さんたちからも代表相続人の選出の件について同意がなされています。関係者の同意として、隣接耕作者、区長・生産組合長、担当農業委員の方からの同意を取られています。意見書として、佐賀県農業協同組合の方から同意をするという意見が出されています。周囲の状況でございますけれども、北が宅地、これは〇〇です。南は隣接農地、東が隣接農地、西が道路を介して農地となっております。圃場は2種農地となります。申請理由が当該申請地は一部で野菜が作付けされているものの、申請者が高齢で一人暮らしのため、今後農地として活用が見込めない状況であり、このような中、申請者の宅地を含めて第3者による太陽光発電装置設置の建設の相談があり、話が纏まつたため、今回太陽光発電装置に必要な面積を除外するものでございます。</p> <p>以上4件について、農振除外の申請がされていますけれども、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	はい。ありがとうございました。4件続けて説明をしていただきましたが、1番の担当委員の方、何か補足はありますか。
7番委員	〇〇区には簡易の水道組合があります。組合は2カ所に配水タンクを所有していますが、1カ所を新しいステンレス製の配水タンクに更新されました。面積は267平米となっていますが、タンク自体はそんなに大きくはありません。タンクを設置した周囲は草が生えないように防草シートが張られています。防草シートが張られていない部分は年に数回の草払いを水道組合の管理人がされています。年に1回タンク内の清掃もされています。ご審議、よろしくお願ひします。
議長	2番について、担当委員から何かありますか。
3番委員	特にありません。
議長	3番について、担当委員から何かありますか。
1番委員	先程あった説明のとおりで何もありません。
議長	4番はどうでしょうか。
1番委員	こちらについても補足することはありません。
議長	皆さんからの質問・意見をお受けしたいと思いますが、何かございませんでしょうか。何も無いようですので、採決をしたいと思います。1番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成です。 2番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成です。 3番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成です。 4番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成です。以上4件につきましては、農業委員会の意見を付けて県へ送付されます。
農政係	ご審議、ありがとうございました。(退室)
議長	それでは、議案第71号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の1番を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の4頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図の5頁も併せてご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。

	登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は367平米です。今回一般住宅を建てるために南側の田から分筆されています。借受人は〇〇区の〇〇〇〇さん36歳、会社員の方です。貸出人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん68歳、農業の方です。お二人は親子です。転用の目的は一般住宅で、施設の概要は居宅1棟52.99平米、車庫1棟32.83平米と進入路ほかが281.18平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は畠、西は里道を挟んで河川、南は田です。分筆して残った分です。北は宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。私有財産（里道）の占用申請が都市建設かに申請されています。これは浄化槽からの排水や雨水を河川へ流すU字溝の占用です。ほかに親子間で市道へ抜けるための通行の承諾を取られています。また、東側の畠を別の用途で使用されていたために始末書が提出されています。番号1の説明は以上です。
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
3番委員	現地は〇〇中学校のグランドの東側にあります、地目は田となっていますが、東側に小屋がありました。これは大分前から置いていたということでした。今事務局からありましたように、息子が家を作りたいと言ったので農地を転用して貸すようにしたということでした。報告は以上です。
議長	自宅に隣接する南側の農地を息子のためにという申請ですので、一般的には特段問題なく進めても問題はないと思います。何かありますか。
9番委員	事務局の説明で東側の畠が別の用途で使われていたとありました、そのところを詳細に教えてください
議長	その件に関しては、始末書を読み上げてもらえばわかると思います。事務局から始末書を読み上げてください。
事務局	始末書を読み上げます。「上記申請地の一部に砂利敷きを無許可で行った経緯についてご説明いたします。私は昭和56年の相続に伴い、上記土地の名義人となりましたが、その以前より私の父が車両の横付けの必要性に迫られ農地の一部に砂利敷きを行ってしまいました。農地に砂利敷きをすることは、農地法の許可が必要であることを知らなかつた為、長年無許可で行ってしまいました。今後このようなことが無いように注意致しますので、お取り計らいの程よろしくお願ひ申し上げます。」と6月18日付で貸出人の光武貞治さんから頂いています。
議長	始末書に関して、質問などありませんか。
10番委員	事務局の説明の中であったかもしれません、申請地への進入はどうなってますか。
事務局	申請地は東側に畠があり、その東側には市道が南北に走っていますが、市道は坂道となっているために畠とは段差があります。北側の宅地の所では段差が無くなりますので、ここから進入されます。そういう訳で親子間での通行の承諾を取られています。
10番委員	今の始末書にあった砂利敷きをされている農地は申請地東側の畠のことだと思いますが、この畠は転用されないのでしょうか。
事務局	今回の転用の申請には、この畠の分は入っていません。
10番委員	(農業委員会として) 事実を知った上で、このままにされるのは許されないと私は思います。
事務局	申請者と相談をしたいと思います。その中で4条の適用除外の申請を案内するようになるかと思います。
議長	この件については、現地は狭い上に、畠の現況を呈していません。この際、整理をしてもらうということにしたいと思います。これでよろしいでしょうか。他に質問・意見はありませんか。無いようですので、採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、許可相当として県へ送付します。それでは事務局整理をお願いします。次に進みます。議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。この案件は一括して審議します。事務局の説明を

	お願いします。
事務局	<p>議案第72号について説明いたします。総会議案・説明資料は6頁から13頁までとなります。この案件につきましては1議案で36件でありまして、12頁の35番はあっせんによる所有権移転です。所有権が今総会後に公社から買い手の方に移ることになります。13頁に記載されている36番は農地中間管理機構との貸借となる案件です。利用権設定されている案件が1番から34番までの34件です。1頁の7件は期間借地の案件となっています。8番は先月の報告第26号で解約された分で、新しい借り手の方が決まりましたので、上がってきています。この34件のうち、新規が12件。再設定(更新)が22件となっています。そのうち、使用貸借権の設定は11件で、賃貸借権の設定は24件です。賃貸借権24件のうち、現金扱いが12件で、物納扱いが12件です。契約期間については、20年が3件、10年が15件、5年が11件、3年が5件となっています。</p> <p>ここで使用貸借権が設定されている案件について説明します。今回使用貸借は11件で、9番・33番・34番は農業者年金の経営移譲での更新となっています。12番・14番は中山間の茶畠で耕作条件が悪いためとのことでした。15番・16番・21番・22番は更新の案件です。17番と18番は担当の最適化推進委員の方から申請書が事務局に提出され、使用貸借となっていましたので、貸し手の方に事務局に来てもらい、借り手の方と賃貸借で再交渉をお願いしたのですが、○○地区は借り手がいなくて○○○○に頼むしかないとおっしゃっています。</p> <p>農地中間管理機構との貸借は1件で、契約期間は4年3カ月が1件で、設定する利用権は賃貸借権の設定となっています。</p> <p>議案第72号の説明は以上です。</p>
議長	事務局からの説明がありました。問題点があるところについては、簡単な説明がありました が、皆さんから何か質問・ご意見はありませんか。
3番委員	6頁の7件については期間借地ということですが、裏作の期間だけということですね。
事務局	はい。裏作の期間だけです。作付けされる作物は玉ネギです。
議長	農業者年金と更新案件での使用貸借はしようがないのですが、それ以外での使用貸借が何件かありますね。
9番委員	17番と18番は私の担当地区です。場所は国道沿いで、この2件は繋がっています。場所的には良いところで圃場整備もされています。圃場整備がされていない所は耕作放棄地となっています。○○区の実情として、地区内に耕作する方が2~3名しかないので、耕作をしてもらえばタダでも良いという考え方を持たれているのだと思います。○○区は○○○○が作られている所は多いです。
議長	貸し手としては、荒れるよりもタダでも作ってもらえば良いという思いだけなのですね。
2番委員	企業からすれば従業員を雇ってするわけだから、利潤を出さないといけないという考え方から使用貸借にされているのではないでしょうか。
9番委員	農業委員・最適化推進委員は利用権設定の申請用紙を確認してサインをするようになっているのですが、このような企業による使用貸借の場合、賃料の改善を求めることが難しいこともあるように思いますが、どのように対処すればよろしいでしょうか。
議長	○○○○も含めて法人が使用貸借されている所を調べてみましょう。そして、実態を踏まえて、皆さんと協議をしましょう。このようなケースは増えていくでしょうから、そのときに委員会として意見を取り纏めておけば、対抗できると思います。少しルール作りをしておきましょう。○○○○は他にも使用貸借で借りられている田があるようですので、この件に関しても認めざるを得ないでしょう。
	他に質問・意見はありませんか。無いようですので、採決します。賛成の方の挙手を求めます。

	(全員挙手)
議長	全員賛成により、議案第72号は決定することに致します。 次に進みます。報告第30号「非農地証明について」を議題といたします。1番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	報告第30号について説明いたしますので、総会議案資料の14頁をご覧ください。位置図は7頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字○○字○○○○番○でございます。地目は田で、面積は330平米でございます。所有者は○○○○さんで、申請者は○○市の司法書士法人○○法律事務所の○○○○さんです。農地区分は第2種農地で、願出地の状況は長年に渡り携帯電話の基地局として利用されています。申請に至った経緯ですが、当該地は平成11年から携帯電話の基地局としてコンクリートで覆われ使用されております。相続登記に向けて書類作成をしている段階で農地であることが判明した。非農地化して20年以上経過していることから非農地証明の願出となっております。周囲の状況ですが、東は市道、西と南は田、北は畠となっております。携帯基地局は転用不要の届出をすれば良いのですが、その書類を紛失ということで今回の申請になっています。1番の説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	携帯基地局は色々な所に建っていますが、手続き上取るということです。質問やご意見はございませんか。無いようですので、採決します。賛成される方は挙手をお願いします。
議長	(全員挙手)
議長	賛成全員により、1番は承認することにいたします。 2番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	2番について説明いたします。位置図は8頁をご覧ください。土地の所在は大字○○字○○○○番○でございます。地目は畠で、面積は1,020平米でございます。所有者は○○○○さんで、申請者は○○市の司法書士法人○○○○の○○○○さんです。農地区分は第2種農地で、願出地の状況は20年ほど前から山林化しています。申請に至った経緯ですが、当該地は20年前から山林化しており、願出地の所有者である○○○○さんは行方不明です。財産の売却を希望する者の申し立てにより、家庭裁判所から不在者財産管理人として「司法書士法人○○○○」が選任されています。売買契約に向けて書類作成をしている段階で農地であることが判明した。山林化して20年以上経過していることから非農地証明の願出となっております。周囲の状況ですが、東と南は山林、西と北は畠（荒廃農地）となっています。2番の説明は以上です。
議長	これも手続き上、非農地証明が必要であることからの申請になっています。何か質問はありませんか。無いようですので、採決します。賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。賛成全員により、承認することにします。 以上を持ちまして、本日提出された議案全部の審議を終わります。
	(午後3時00分終了)

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

令和2年 7月 2日

鹿島市農業委員会

会長

(印)

2番委員

(印)

7番委員

(印)

事務局長

(印)